

電子記録債権（一括ファクタリング用）利用規約の一部改定について（新旧表）

（変更箇所下線部）

旧	新
<p>電子記録債権（一括ファクタリング用） 利用規約</p>	<p>電子記録債権（一括ファクタリング用） 利用規約</p>
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2.前項のほか、本規約において使用する用語は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>④「決済銀行」とは、業務規程により債務者及び記録機関との間で別途口座間送金決済に関する契約を締結し、同契約に基づき払込の取扱いを行う株式会社三井住友銀行をいいます。</p> <p>⑤～⑧ （省略）</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2.前項のほか、本規約において使用する用語は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>④「決済銀行」とは、業務規程により債務者及び記録機関との間で別途口座間送金決済に関する契約を締結し、同契約に基づき払込の取扱いを行う株式会社三井住友銀行<u>その他記録機関が承認した者</u>をいいます。</p> <p>⑤～⑧ （省略）</p>